

第3章 計画の基本理念及び施策の展開

<1> 基本理念

○子ども・子育て支援法に基づく基本理念

子ども・子育て支援は、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもと、家庭を含め社会のあらゆる分野がそれぞれの役割を果たし、相互に協力して行わなければならない。また、その支援等は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質・適切なものであり、総合的・効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

○計画の基本理念

本市の基本理念を設定するにあたり、前の次世代育成支援対策（後期行動計画）における基本理念、前項の国の基本理念、現在の本市における子ども・子育ての状況を踏まえ、次の基本理念を定めます。

- ・次世代育成支援対策（後期行動計画）「～平成26年度」
「子ども達の笑顔があふれるまち」をめざして

■鹿沼市子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策 前期行動計画） 基本理念

鹿沼市の基本理念

第7回こども会議で決定の予定

<2> 施策の展開

基本理念を達成するために具体的な施策を展開する主要テーマを設定します。施策の体系については、前「次世代育成支援対策 後期行動計画」の各施策内容を継承しつつ、事業等を見直します。

【主要テーマ】

1. 子育ての環境づくり
2. 親の育成環境づくり
3. 地域環境づくり

【施策の体系】

